

枝幸ウインドファーム（仮称）
環境影響評価方法書に対する
質問事項及び事業者回答

別 添 資 料

九電みらいエナジー株式会社

目 次

	ページ
【別添資料 2-3】	1
【別添資料 2-10】	4
【別添資料 2-13】	5
【別添資料 3-3】	8
【別添資料 3-5】	9
【別添資料 3-6】	10
【別添資料 3-8】	11
【別添資料 3-9】	12
【別添資料 3-12】	13
【別添資料 4-9】	14
【別添資料 4-33】	15

【別添資料 2-3】

○ご指摘の内容を踏まえ、撮影地点3番と14番については各々2方向の矢印に番号を追記し、状況写真との整合を図りました。

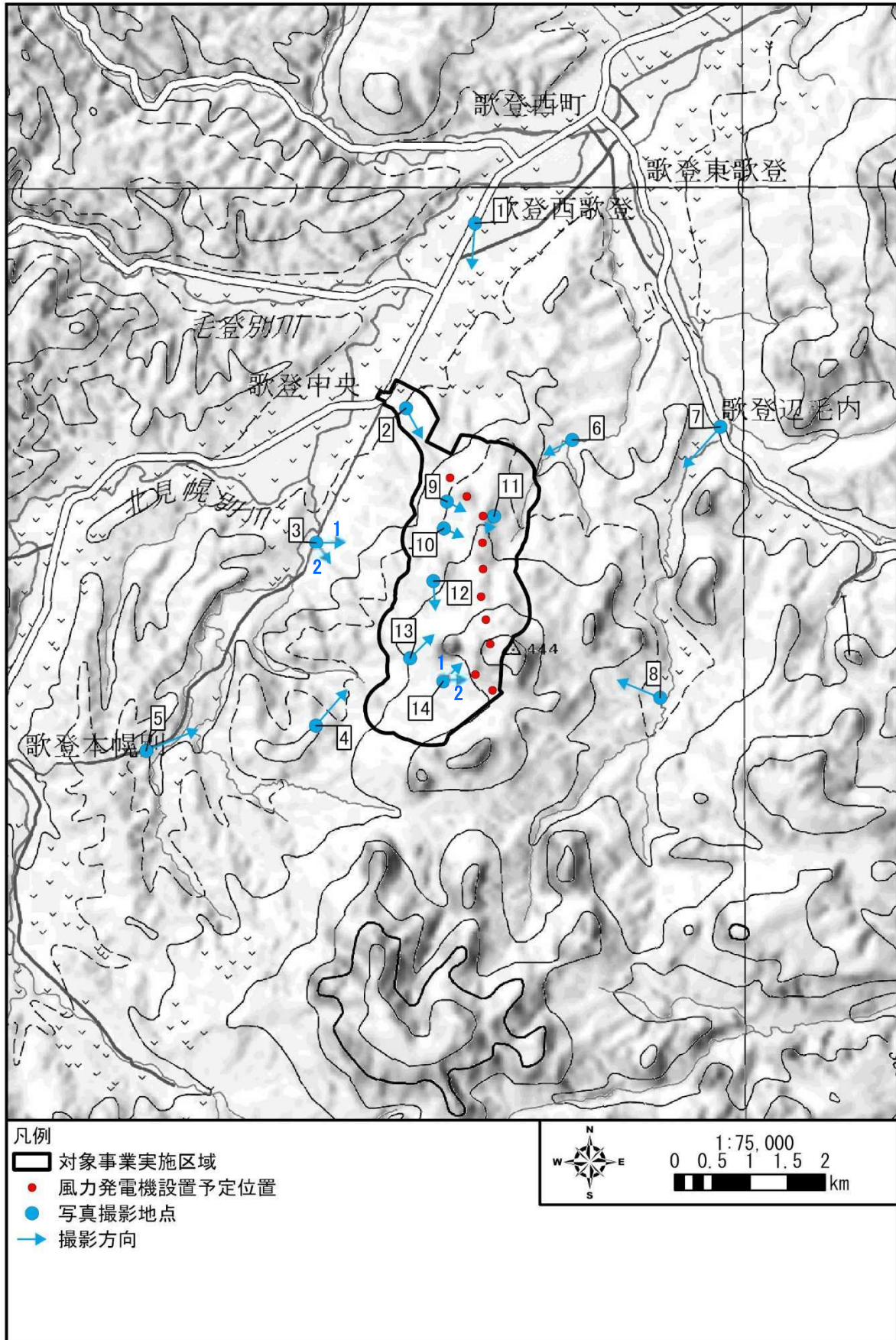










図 2.2-2 写真撮影位置及び方向


【別添資料 2-3】

表 2.2-1 対象事業実施区域の状況写真(令和6年5月・6月撮影)(1/2)

<p>1 対象事業実施区域北側の状況</p> 	<p>2 対象事業実施区域北西側の状況</p> 
<p>3-1 対象事業実施区域西側の状況</p> 	<p>3-2 対象事業実施区域西側の状況</p> 
<p>4 対象事業実施区域南西～南側の状況</p> 	<p>5 対象事業実施区域南西～南側の状況</p> 
<p>6 対象事業実施区域北東側の状況</p> 	<p>7 対象事業実施区域北東～東側の状況</p> 

【別添資料 2-3】

表 2.2-1 対象事業実施区域の状況写真(令和6年5月・6月撮影)(2/2)

<p>8 対象事業実施区域の東～南東側の状況</p> 	<p>9 対象事業実施区域内北部の状況</p> 
<p>10 対象事業実施区域内北部の状況</p> 	<p>11 対象事業実施区域内北部の状況</p> 
<p>12 対象事業実施区域内中央部の状況</p> 	<p>13 対象事業実施区域内南部の状況</p> 
<p>14-1 対象事業実施区域内南部の状況</p> 	<p>14-2 対象事業実施区域内南部の状況</p> 

【別添資料 2-10】

○ご指摘の内容を踏まえ、「住居」の表現を「住宅等」に統一し修正しました。

1) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅

配慮が特に必要な施設となっている教育施設（学校及び図書館）、医療施設（病院及び診療所）、社会福祉施設（保育所及び特別養護老人ホーム）について確認した結果、最寄りの施設からの施設から検討対象エリアまで距離が、小学校、中学校及び保育所で 4km 以上、老人ホームまでは 3.8km 離れており、検討対象エリア内には存在しない。検討対象エリアから最寄りの住宅等までの離隔距離は 0.7km であるため、風力発電機配置の計画に際しては、可能な限り住宅等との離隔が確保できるよう検討することとした。

なお、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設*については、次頁出典より確認し図 2.2-16(1)に分布状況を整理した。

【別添資料 2-13】（全体図）

○ ご指摘の内容を踏まえ、改変区域図と配慮が必要なエリア図を重ね合わせました。
 なお、拡大図についても P6、P7 に示しています。

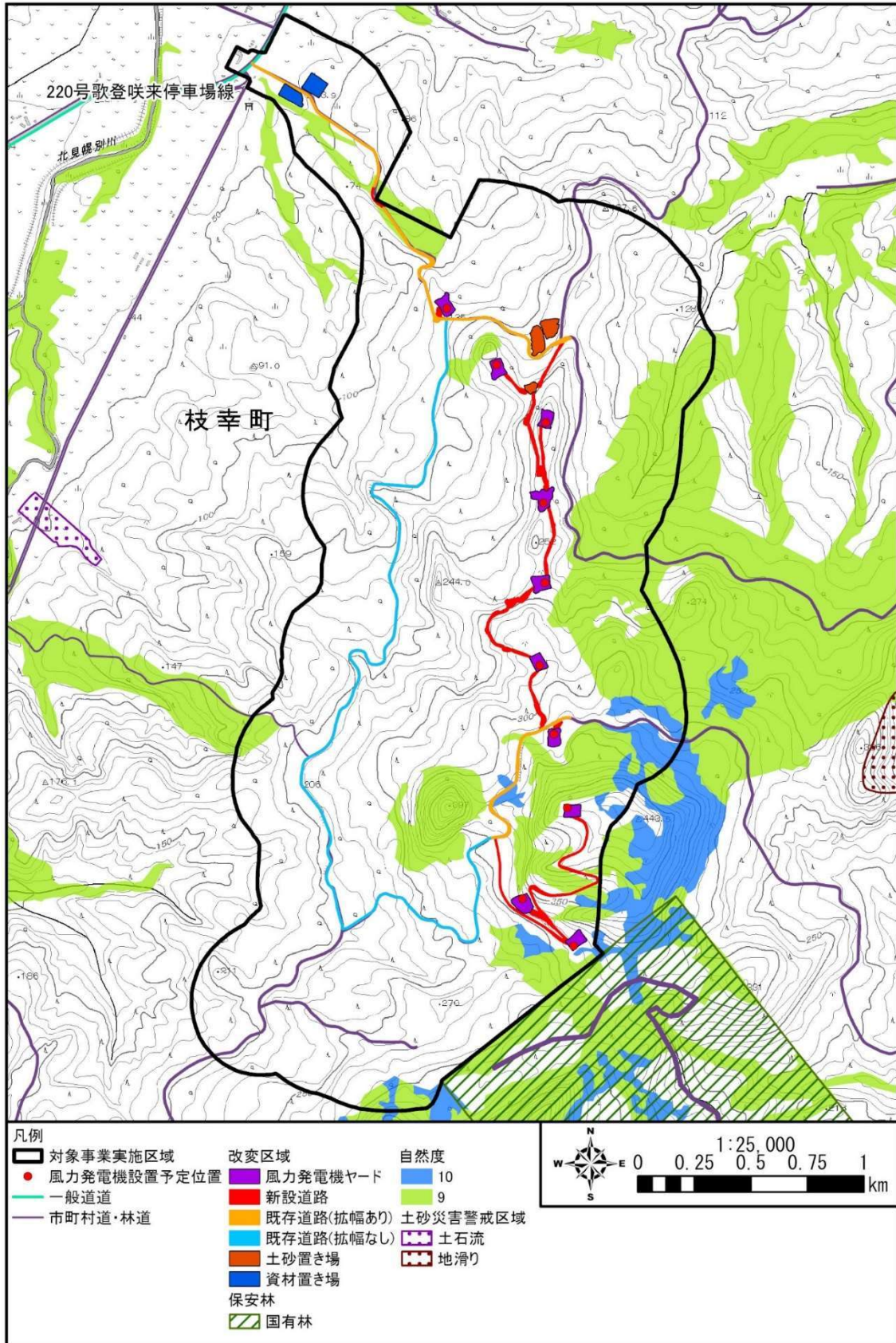


図 2.2-18(2) 対象事業実施区域等の設定（風力発電機設置予定位置）【全体図】

【別添資料 2-13】（拡大図 1）

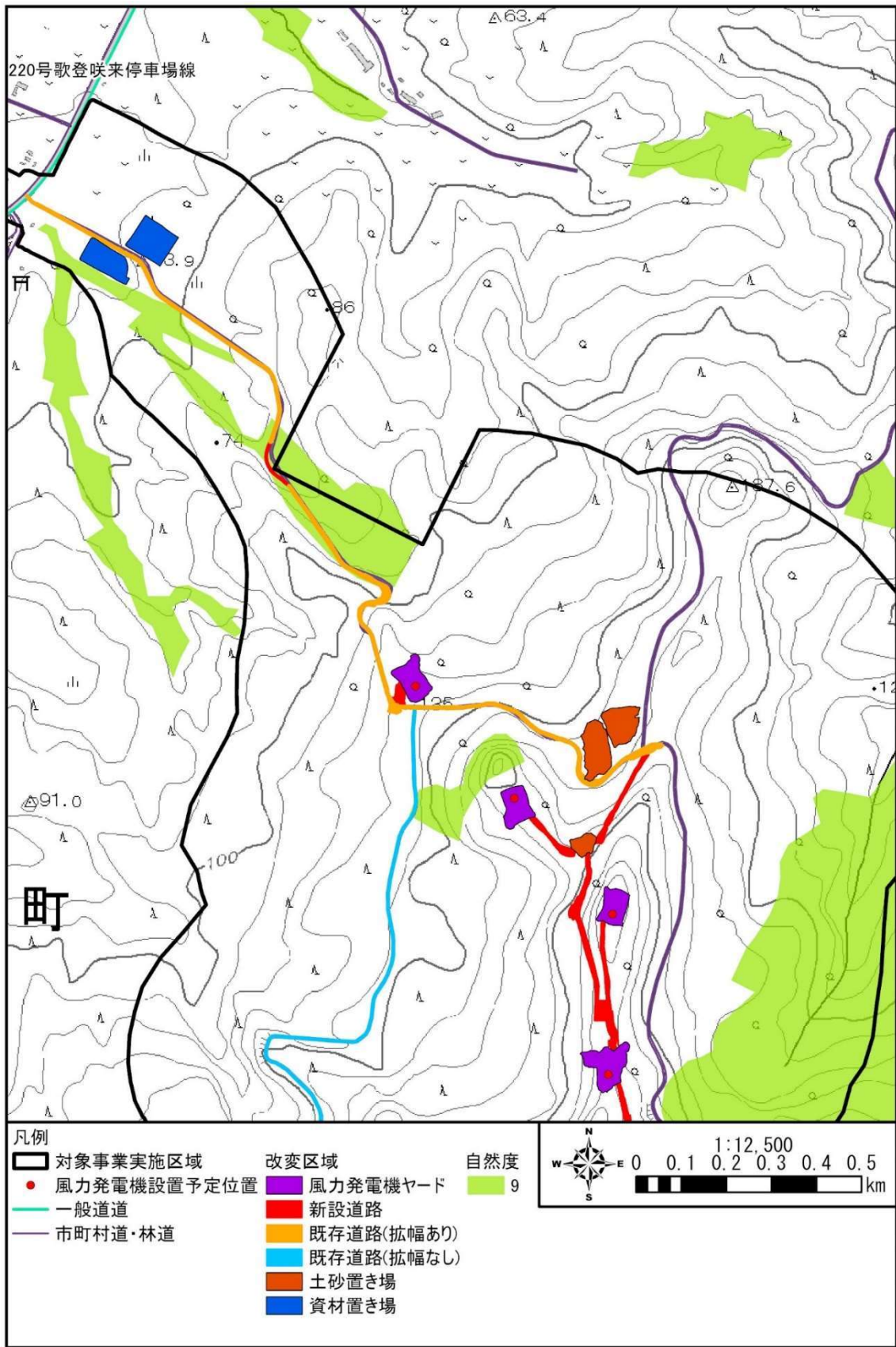


図 2.2-18(2) 対象事業実施区域等の設定（風力発電機設置予定位置）【拡大図 1】

【別添資料 2-13】（拡大図 2）

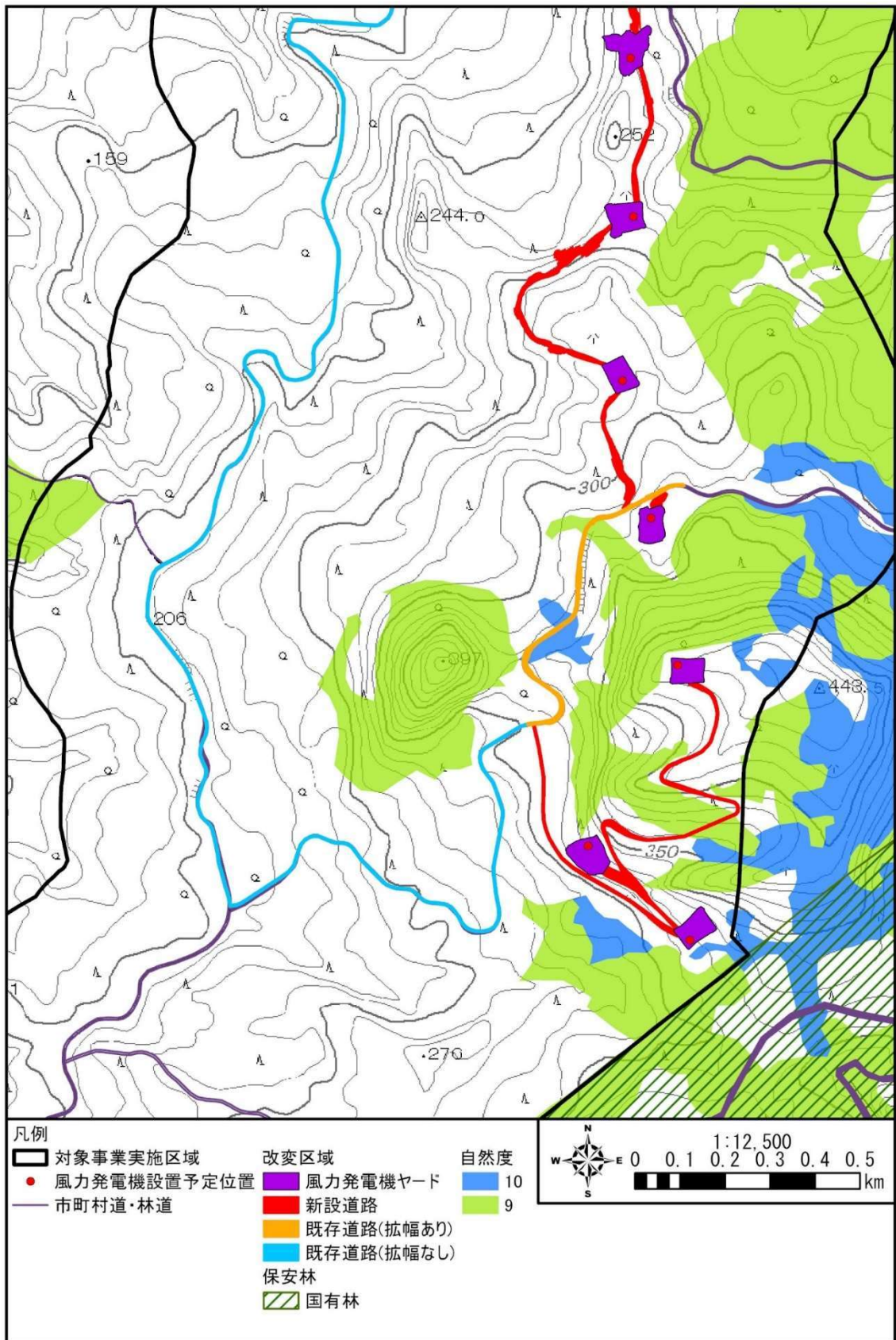


図 2.2-18(2) 対象事業実施区域等の設定（風力発電機設置予定位置）【拡大図 2】

【別添資料 3-3】

○ ご指摘の内容を踏まえ、各改変区域における植生群落を下表に取り纏めました。

各改変区域における植生群落（植生自然度）

改変区域	生育分布植生群落名（植生自然度）
風力発電機ヤード	<ul style="list-style-type: none"> ・アカエゾマツ植林(6) ・ササ-シラカンバ群落(7) ・シラカンバーミズナラ群落(7) ・その他植林(6) ・カラマツ植林(6) ・ダケカンバ群落（Ⅴ）(7) ・トドマツ植林(6)
新設道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ハルニレ群落(9) ・アカエゾマツ植林(6) ・シラカンバーミズナラ群落(7) ・ササーシラカンバ群落(7) ・カラマツ植林(6) ・その他植林(6) ・ダケカンバ群落（Ⅴ）(7) ・ササ群落（Ⅴ）(5)
既設道路（拡幅あり）	<ul style="list-style-type: none"> ・ササ群落（Ⅴ）(5) ・オオヨモギ群落(4) ・ハルニレ群落(9) ・ササーシラカンバ群落(7) ・シラカンバーミズナラ群落(7) ・エゾイタヤミズナラ群落(9) ・トドマツ植林(6) ・アカエゾマツ植林(6) ・ダケカンバ群落（Ⅴ）(7) ・トドマツ-ミズナラ群落(9) ・ササ群落（ⅠⅤ）(10)
土砂置場	<ul style="list-style-type: none"> ・トドマツ植林(6) ・シラカンバーミズナラ群落(7) ・ササーシラカンバ群落(7)
資材置場	<ul style="list-style-type: none"> ・ササ群落（Ⅴ）(5) ・オオヨモギ群落(4)

【別添資料 3-5】

○ ご指摘の内容を踏まえ、表中に記載のない出典については削除しました。

表 3.1-32 対象事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点

No.	名称	町村名	概要	出典
1	ふれあいの森 キャンプ場	枝幸町	山の頂にある、静かで小さなキャンプ場。小鳥のさえずりと木の葉の揺れる音で大自然を楽しめる。	1,2,3,4,8
2	函岳	枝幸町 音威子府村 美深町	美深町、枝幸町(旧歌登町)、音威子府村の町境に位置する標高 1,129m の北見山地の主峰となる山で「北海道の百名山」に数えられている。晴天の山頂からは利尻富士、オホーツク海、大雪山連峰の 360 度の大パノラマを眺望することができる。	1,7
3	南宗谷ゴルフ場	枝幸町	枝幸町歌登にある大自然を活かした 18 ホールの丘陵コース。全てが様々な特徴でビギナーから上級者まで楽しめる。	1,2,4
4	はまなす交流広場 キャンプ場	枝幸町	「道の駅マリーンアイランド岡島」裏の海岸沿いに位置し、海水浴も楽しめるキャンプ場。	1,2,3,4
5	三笠山スキー場	枝幸町	ホテルニュー幸林に隣接し、オホーツク海を一望できる。2 月初旬からは眼下に流水を眺めながらの滑走が気持ちいい。ナイターではライトアップされたグレンデから枝幸の夜景を満喫できる。	1,2,3,4,9
6	はまなす海水浴場	枝幸町	はまなす海水浴場は、オホーツク海の海岸線にあり、海岸の雰囲気はのどかで落ち着いている。近隣には「はまなす交流広場キャンプ場」や「道の駅マリーンアイランド岡島」がある。	1,3,4
7	ウスタイベ千畳岩 キャンプ場	枝幸町	道立自然公園「ウスタイベ千畳岩」に隣接するオホーツク海に面した見晴らしのよいキャンプ場。シーズン中には家族連れをはじめ多数の客が訪れる。	1,2,3,4
8	三笠山展望閣	枝幸町	まち全体を眼下に見おろす標高 172m の「三笠山」。2019 年 5 月にリニューアルオープンした展望閣では、広大なオホーツク海をはじめ、美しい街みやロマンチックな夜景など 360 度の大パノラマが楽しめる。	1,2,3,4,9
9	癒しの森 「音夢路」	枝幸町	歌登地区の自然が満喫できる一周 3.8km の森林セラピーロード。人工の針葉樹と天然の広葉樹のこの地域では珍しい混合林。2007 年専門家指導のもと、「癒しの森」として造成された。	4
10	松音知岳	中頓別町	北海道の各地にアイヌの人々が名付けた山「ピンネシリ」があり、男の山という意味になる。「マチネシリ」は女の山という意味になり、敏音知岳と対となる山。標高 531m。	1
11	音威富士スキー場	音威子府村	雄大な音威富士の斜面を利用して作られた施設は、雪質、コースともに初心者から上級者までの幅広いスキーヤーに愛されている。	1,5,6
12	リバーサイド キャンプ場	音威子府村	無料で利用できるキャンプ場。例年 5 月中旬にオープンし、10 月下旬まで利用できる。	1,6
13	道の駅 おといねっふ	音威子府村	国道 275 号と 40 号の分岐点にある道の駅「おといねっふ」は、まちのキャッチフレーズ「森と匠(たくみ)の村」にふさわしく、木の香り漂う落ち着いた雰囲気のレストランが施設の中心。	6

出典：令和 6 年 5 月 20 日閲覧

1. 「全国旅行情報サイト JAPAN 47 GO」(公益社団法人日本観光振興協会ホームページ <https://www.nihon-kankou.or.jp/>)
2. 「枝幸観光ポータル」(枝幸町観光協会ホームページ <https://esashi-kankou.com/>)
3. 「観光」(枝幸町ホームページ <https://www.esashi.jp/tourism/>)
4. 「枝幸町ガイドマップ」(枝幸町)
5. 「観光情報」(音威子府村ホームページ <https://www.vill.otoineppu.hokkaido.jp/kakuka/sangyoushinkou/syoukougyou/index.html>)
6. 「音威子府村商工会・観光協会」(音威子府村商工会・観光協会ホームページ <https://otoineppuvillageka.wixsite.com/otoin>)
7. 「美深町観光協会」(美深町観光協会ホームページ <https://www.bifuka-kankou.com/>)
8. 「観光情報」(美深町ホームページ <http://www.town.bifuka.hokkaido.jp/cms/visit/qlmcaj000000156e.html>)
9. 「レクリエーションの森」(北海道森林管理局ホームページ <https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/policy/system/rekumori/index.html>) より作成

※その他、枝幸町役場、枝幸町観光協会、枝幸町役場 歌登支所への聞き取りを実施

【別添資料 3-6】

○ ご指摘の内容を踏まえ、表中に記載のない出典については削除しました。

表 3.1-33 対象事業実施区域及びその周囲の主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況

No.	名称	町村名	概要	出典
1	ふれあいの森キャンプ場	枝幸町	山の頂にある、静かで小さなキャンプ場。小鳥のさえずりと木の葉の揺れる音で大自然を楽しめる。	1,2,3,5,7
2	函岳	枝幸町 音威子府村 美深町	美深町、枝幸町(旧歌登町)、音威子府村の町境に位置する標高1,129mの北見山地の主峰となる山で「北海道の百名山」に数えられている。晴天の山頂からは利尻富士、オホーツク海、大雪山連峰の360度の大パノラマを眺望することができる。	1,6
3	桧垣公園 (パークゴルフ場)	枝幸町	北見幌別川の辺りにつくられた、2コース36ホールのパークゴルフ場。初心者も安心な、広く平らなコース設計。見晴らしのいいセンターハウスは、明るく木のぬくもりに溢れ、心地よい時間を提供してくれる。	2,3,5
4	サケの里・パンケナイ川 河川公園	枝幸町	サケのふるさととのひとつ、歌登地区を流れるパンケナイ川。サケ・ますのふ化施設でありながら、資料館や河川公園も併設したこの施設では、サケの生態を学ぶことはもちろん、春にはサケの幼魚を放流する様子を、秋にはダイナミックな遡上風景を楽しめる。	3
5	ふれあい公園 交流ハウス	枝幸町	町民の憩いの場として、多くの人々に利用されている。	4
6	癒しの森「音夢路」	枝幸町	歌登地区の自然が満喫できる一周3.8kmの森林セラピーロード。人工の針葉樹と天然の広葉樹のこの地域では珍しい混合林。2007年専門家指導のもと、「癒しの森」として造成された。	5
7	コテージの里	枝幸町	別荘気分を味わえる、森に囲まれた3棟のコテージ。併設のBBQハウスや近隣のグリーンパークホテルの温泉、森林浴など、大自然を楽しめる。	1,5

出典：令和6年5月20日閲覧

1. 「全国旅行情報サイト JAPAN 47 GO」(公益社団法人日本観光振興協会ホームページ <https://www.nihon-kankou.or.jp/>)
 2. 「枝幸観光ポータル」(枝幸町観光協会ホームページ <https://esashi-kankou.com/>)
 3. 「観光」(枝幸町ホームページ <https://www.esashi.jp/tourism/>)
 4. 「集会施設」(枝幸町ホームページ https://www.esashi.jp/town/public_facility/bunka_sports_shukai.html)
 5. 「枝幸町ガイドマップ」(枝幸町)
 6. 「美深町観光協会」(美深町観光協会ホームページ <https://www.bifuka-kankou.com/>)
 7. 「「地域の良い景観資源」「主要な展望地」リスト【宗谷及び上川】」(北海道ホームページ <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/keikantodokede.html>)
- ※その他、枝幸町役場、枝幸町観光協会、枝幸町役場 歌登支所への聞き取りを実施

【別添資料 3-8】

- ご指摘のとおり、産業廃棄物処理施設数の合計は「30 箇所」であるため、下表のとおり修正しました。

表 3.2-15 産業廃棄物の処理施設数

振興局	市町名	産業廃棄物			
		中間処理	最終処分	中間処理・最終処分	合計
宗谷総合振興局	浜頓別町	5	1	1	7
	枝幸町	1	3	0	4
上川総合振興局	名寄市	10	3	0	13
留萌振興局	遠別町	0	1	0	1
オホーツク総合振興局	雄武町	4	1	0	5
合計		20	9	1	30

出典：「産業廃棄物処理施設一覧(令和6年3月31日現在)」(北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課聞き取り令和6年7月30日)より作成

【別添資料 3-9】

○ ご指摘のとおり、排水基準における六価クロム化合物の許容限度は、令和 6 年 1 月に改正されていますので、下表のとおり「0.2mg/L」に修正しました。

表 3.2-36(1) 排水基準を定める省令(有害物質に係る排水基準)

一律排水基準		許容限度
有害物質の種類		
カドミウム及びその化合物		カドミウム 0.03mg/L
シアン化合物		シアン 1mg/L
有機燐化合物		1mg/L
鉛及びその化合物		鉛 0.1mg/L
六価クロム化合物		六価クロム 0.2mg/L
砒素及びその化合物		砒素 0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		水銀 0.005mg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L
トリクロロエチレン		0.1mg/L
テトラクロロエチレン		0.1mg/L
ジクロロメタン		0.2mg/L
四塩化炭素		0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L
チウラム		0.06mg/L
シマジン		0.03mg/L
チオベンカルブ		0.2mg/L
ベンゼン		0.1mg/L
セレン及びその化合物		セレン 0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域	ほう素 230mg/L
	その他	ほう素 10mg/L
ふっ素及びその化合物	海域	ふっ素 15mg/L
	その他	ふっ素 8mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)		100mg/L
1,4-ジオキサン		0.5mg/L
備考		
1. 「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。		
2. 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和 49 年政令第 363 号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。		

出典：「排水基準を定める省令」(昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号) より作成

【別添資料 3-12】

○ ご指摘の内容を踏まえ、土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）に関する項目を表から削除しました。

表 3.2-52 関係法令等一覧

区分	関係法令等	地域地区等の名称	指定の有無	
			対象事業実施区域内	枝幸町
公害	環境基本法	騒音類型指定	-	○
		水域類型指定	-	○
	騒音規制法	規制地域	-	○
	振動規制法	規制地域	-	○
	水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例	適用区域	-	-
	悪臭防止法	規制地域	-	-
	土壌汚染対策法	要措置区域	-	-
形質変更時要届出区域		-	-	
自然保護	自然公園法	国立公園	-	-
		国定公園	-	-
	北海道立自然公園条例	道立自然公園	-	○
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域	-	-
		自然環境保全地域	-	-
	北海道自然環境等保全条例	道自然環境保全地域	-	-
		環境緑地保護地区	-	○
		自然景観保護地区	-	-
		学術自然保護地区	-	-
		記念保護樹木	-	-
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	世界文化遺産	-	-
		世界自然遺産	-	-
	都市緑地法	緑地保全地区・特別緑地保全地区	-	-
	都市公園法	都市公園等	-	○
	自然再生推進法	自然再生事業実施計画	-	-
		自然再生協議会	-	-
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	-	-	
北海道生物の多様性の保全等に関する条例	生息地等保護区	-	-	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	-	○	
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)	ラムサール条約登録湿地	-	-	
水産資源保護法	保護水面	-	○	
文化財保護	文化財保護法	国指定史跡・名勝・天然記念物	-	-
		道指定史跡・名勝・天然記念物	-	-
		市町村指定史跡・名勝・天然記念物	-	○
		周知の埋蔵文化財包蔵地	-	○
景観保全	都市計画法	都市計画区域	-	-
		風致地区	-	-
	景観法	景観計画区域	○	○
	景観行政団体	-	-	
国土防災	森林法	保安林	-	○
	砂防法	砂防指定地	-	○
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	-	-
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	-	-
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	-	○
	山地災害危険地区調査要領(林野庁、平成28年)	崩壊土砂流出危険地区	○	○
		地すべり危険地区	-	-
		山腹崩壊危険地区	-	○
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	○	○	
北海道水資源の保全に関する条例	水資源保全地域	-	○	

注) 表中「○」は指定あり、「-」は指定なし

【別添資料 4-9】

○ ご指摘の内容を踏まえ、調査範囲が分かるよう図面(図 4.2-1)を追記しました。

表 4.2-2 □騒音に係る調査、予測及び評価の手法(3/4) ④

項目④		影響要因の区分④	調査、予測及び評価の手法④	選定理由④
環境要素の区分④	騒音④			
大気環境④	騒音④	建設機械の稼働④	1. 調査すべき情報④ 1) 騒音の状況④ 2) 地表面の状況④	「発電所アセスの手引」に記載されている項目とした。④
	2. 調査の基本的な手法④ 1) 騒音の状況④ 【文献その他の資料調査】④ 地方公共団体等による環境騒音測定資料がある場合は、それにより情報収集を行う。④ 【現地調査】④ 「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)に定められた JIS-Z-8731「環境騒音の表示・測定方法」により、等価騒音レベル(L _{eq})を測定する。④ 2) 地表面の状況④ 【現地調査】④ 草地、舗装面等の地表面の状況を調査する。④		「発電所アセスの手引」に記載されている手法とした。④	
	3. 調査地域④ 対象事業実施区域及びその周囲とする(図 4.2-1 参照)。④			建設作業騒音の影響を受けるおそれがある地域とした。④

表 4.2-2 □騒音に係る調査、予測及び評価の手法(4/4) ④

項目④		影響要因の区分④	調査、予測及び評価の手法④	選定理由④
環境要素の区分④	騒音④			
大気環境④	騒音④	施設の稼働④	1. 調査すべき情報④ 1) 騒音の状況④ 2) 風況の状況④ 3) 地表面の状況④	「発電所アセスの手引」に記載されている項目とした。④
	2. 調査の基本的な手法④ 1) 騒音の状況④ 【現地調査】④ 「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)に定められた環境騒音の表示・測定方法(JIS-Z-8731)及び「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年、環境省)に基づいて、昼間及び夜間の等価騒音レベル(L _{eq})及び残留騒音(L _{res,cont}) (総合騒音の90%時間率騒音レベル(L ₉₀)に2デシベル加算する方法を用いる)を測定する。風雑音の影響を抑制するために全天候防風スクリーンを装着する。④ 【現地調査】④ 「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年、環境省)に基づいて、間接測定法により高さ約60mの風況観測塔で測定した風速を用いてハブ高さの風速を測定する。④ 2) 風況の状況④ 【現地調査】④ 「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年、環境省)に基づいて、間接測定法により高さ約60mの風況観測塔で測定した風速を用いてハブ高さの風速を測定する。④ 3) 地表面の状況④ 【現地調査】④ 草地、舗装面等の地表面の状況を調査する。④		「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年、環境省)に記載されている手法とした。④	
	3. 調査地域④ 対象事業実施区域及びその周囲とする(図 4.2-1 参照)。④			風力発電機の稼働騒音の影響を受けるおそれがある地域とした。④

表 4.2-4 □超低周波音に係る調査、予測及び評価の手法④

項目④		影響要因の区分④	調査、予測及び評価の手法④	選定理由④
環境要素の区分④	その他④			
大気環境④	超低周波音④	施設の稼働④	1. 調査すべき情報④ 1) 超低周波音の状況④	超低周波音の状況を把握するため。④
	2. 調査の基本的な手法④ 【現地調査】④ 「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年、環境庁)に準拠し、G特性音圧レベル及び1/3オクターブバンド音圧レベルを測定する。風雑音の影響を抑制するために全天候防風スクリーンを装着するとともに、風雑音の影響を把握するためにマイクロフォン近傍で風速を測定する。④		超低周波音の調査で一般的に用いられている手法とした。④	
	3. 調査地域④ 対象事業実施区域及びその周囲とする(図 4.2-1 参照)。④			騒音の調査地域と同じとした。④

【別添資料 4-33】

○ご指摘の内容を踏まえ、「ふれあい公園交流ハウス」は、人と自然の触れ合いの活動の場として選定していますので、下表のとおり修正しました。

表 4.2-32 人と自然との触れ合いの活動の場調査地点の選定理由

No.	項目	名称	調査地点の選定理由	調査地点
-	キャンプ場など	ふれあいの森キャンプ場	工事用車両走行ルートから離れているため、非選定とした。	-
-	登山	函岳	工事用車両走行ルートから離れているため、非選定とした。	-
-	公園など	桧垣公園 (パークゴルフ場)	公園の用途として“人と自然との触れ合いの活動”の要素が低いことから、非選定とした。	-
1	自然観察など	サケの里・パンケナイ川河川公園	工事用車両走行ルートとアクセス路が重複するため選定した。	○
2	公園など	ふれあい公園交流ハウス	工事用車両走行ルートとアクセス路が重複するため選定した。	○
3	森林浴	癒しの森「音夢路」	工事用車両走行ルートとアクセス路が重複するため選定した。	○
-	森林浴	コテージの里	工事用車両走行ルートから離れているため、非選定とした。	-

注)1.No. は、図 4.2-21 の番号を示す。

注)2. 調査地点は、○：選定、-：非選定、を示す。